




福医第 938 号
平成19年7月18日

社団法人 沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部長


「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」
等の一部改正について

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り感謝致します。

さて、みだしのことについて、平成19年5月31日付け老老発第0531001号及び老計
発第0531001号で厚生労働省老健局老人保健課長及び同局計画課長から連名で別添写
しのおり通知がありますので、貴下会員において関係する方がおられましたら、周
知方御配慮をお願いします。

担当：医務・国保課
医務看護班 阿部
電話：098-866-2169
FAX：098-866-2714
email:abeysshr@pref.okinawa.jp



老老発第 0531001 号
老計発第 0531001 号
平成 19 年 5 月 31 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長



厚生労働省老健局計画課長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等の一部改正について

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部が平成 19 年 5 月 31 日に改正されることに伴い、関係通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 43 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 44 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。



3 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第3 設備に関する事項</p> <p>4 経過措置等（基準省令附則第4条、第5条、<u>第7条、第8条、第9条</u>）</p> <p>設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症患者療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症患者療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。(附則第7条)</u></p> <p>(5) <u>診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第8条)</u></p> <p>一 <u>食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>二 <u>食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提</u></p>	<p>第3 設備に関する事項</p> <p>4 経過措置（基準省令附則第4条・第5条）</p> <p>設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。</p>

供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- (6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1. 2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1. 6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第9条）

第5 ユニット型介護老人福祉施設

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(8) (略)

(9) このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第3の4の(6)を準用する。

第5 ユニット型介護老人福祉施設

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(8) (略)

(9) このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平12年老企第44号）（抄）

改正後	改正前
<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>2 施設に関する基準</p> <p>(1)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。<u>ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。</u></p> <p>a 療養室</p> <p>b 診察室</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 廊下</p> <p>① 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりから測定するものとする</u>こと。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。</p> <p>(9) 同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。</p> <p>(10) (8)及び(9)にかかわらず、<u>病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がな</u></p>	<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>2 施設に関する基準</p> <p>(1)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。</p> <p>a 療養室</p> <p>b 診察室</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 廊下</p> <p>① 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりを含むものであること。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。</p> <p>(9) 同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。</p>

いよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすることで足りること。

(11) (略)

4 経過措置

(1)～(5) (略)

(6) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)

(7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした。(基準省令附則第14条)

(8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした。(基準省令附則第15条第1項)

一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第15条第2項)

(10) (略)

4 経過措置

(1)～(5) (略)

(6) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)

(9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるいずれかに適合するものであればよいこととした。(基準省令附則第16条)

① 機能訓練室及び食堂の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、この場合にあつては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること

② 機能訓練室の面積は、40平方メートル以上とし、食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上とすること。また、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りること。

(10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこと。(基準省令附則第17条)

(7) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第14条)

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発 0331004号、老振発 0331004号、老老発 0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第3 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 設備に関する基準(基準第132条) (1)～(3) (略) (4) <u>療養病床転換による基準の緩和</u> <u>療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。</u> ① <u>病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症患者療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症患者療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。(附則第14条)</u> ② <u>診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第15条)</u> 一 <u>食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</u></p>	<p>第3 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 設備に関する基準(基準第132条) (1)～(3) (略)</p>

二 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第16条）